

佐賀県告示第591号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、鬼の鼻山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（昭和62年佐賀県告示第811号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>多久市南多久町の林道井上支線と林道井上線との交点を起点とし、同林道を南へ進み<u>多久市</u>と大町町の境界との交点に至り、同境界を西へ進み<u>多久市と北方町</u>の境界との交点に至り、同境界を北西へ進み鬼の鼻山を経て市道梅野線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道東の原中野線との交点に至り、同市道を東へ進み天ヶ瀬ダム道路との交点に至り、同道路を南東へ進み市道宮の前天ヶ瀬井上線との交点の手前200メートルの地点まで進み、同所から農道を南へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成20年2月8日から平成29年10月31日まで</u></p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>多久市南多久町の林道井上支線と林道井上線との交点を起点とし、同林道を南へ進み<u>同市</u>と大町町の境界との交点に至り、同境界を西へ進み<u>同市と武雄市</u>の境界との交点に至り、同境界を北西へ進み鬼の鼻山を経て市道梅野線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道東の原中野線との交点に至り、同市道を東へ進み天ヶ瀬ダム道路との交点に至り、同道路を南東へ進み市道宮の前天ヶ瀬井上線との交点の手前200メートルの地点まで進み、同所から農道を南へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</u></p> <p>4 <u>保護に関する指針</u></p> <p>(1) <u>鳥獣保護区の指定区分</u></p> <p><u>森林鳥獣生息地の保護区</u></p> <p>(2) <u>鳥獣保護区の指定目的</u></p> <p><u>当該区域は、県中央部に位置し、天ヶ瀬ダム周辺にはカモ類等水鳥が、鬼の鼻山周辺には山野の鳥が生息している。</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。</u></p> <p><u>(3) 鳥獣保護区の管理方針</u></p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p><u>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>